

# 児童手当制度改正のお知らせ

「新たに受給資格が生じる方はお手続きが必要です」

※お手続きが必要な対象者には10月上旬から中旬にかけて別途通知しますが、該当すると思われる方はご連絡ください

| 制度改正内容      | これまで  | 令和6年10月分から   |
|-------------|---|--|
| 支給対象となる児童   | 中学校修了まで<br>(年度末時点の年齢15歳まで)  | 高校生年代まで<br>(年度末時点の年齢18歳まで)   |
| 所得制限と支給月額   | <b>【制限額内の方】</b><br>児童手当(子1人10,000円/月)支給<br>※3歳未満もしくは小学校修了までの第3子以降は15,000円/月<br><b>【所得制限超え上限額以内の方】</b><br>特例給付(子1人5,000円/月)支給<br><b>【上限額を超えている方】</b><br>支給なし | 所得制限等が撤廃され、一律に児童手当を支給<br>◇3歳未満<br>第1子、第2子・・・15,000円/月<br>第3子以降・・・30,000円/月<br>◇3歳から18歳到達後の最初の年度末まで<br>第1子、第2子・・・10,000円/月<br>第3子以降・・・30,000円/月 |
| 第3子以降カウント方法 | 年度末時点の年齢18歳までのお子さんの人数   | 年度末時点の年齢22歳までのお子さんの人数<br>(高校卒業後のお子さんは、受給者が監護相当・生計費を負担している場合カウント)   |
| 定期支給日等      | <b>【定期支給月】</b><br>2・6・10月<br>※支給月の前4カ月分を支給  | <b>【定期支給月】</b> ※偶数月<br>2・4・6・8・10・12月<br>※支給月の前2カ月分を支給   |

## ～お手続きについて～

- ① 現在、児童手当を受給されている方については、手続き不要で支給されます。
- ② 新たに受給資格が生じる下記の方については、お手続きが必要となります。
  - ・高校生年代の児童のみを養育している方
  - ・所得上限限度額の超過により、児童手当または特例給付を受給していない方
  - ・平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童へ監護相当の世話及び生計費の負担を行っており、その方々と支給対象児童の合計が3人以上の方。
  - ・施設等受給資格者である方で委託などされている児童のうち高校生年代の児童がいる方
  - ・新たに施設入所等児童となるものがある方

※児童の保護者のうち、生計中心者(所得が高い方)が申請をしてください。

※公務員の方は勤務先でお手続きしてください。